

長崎県に申請する

「医療機関電気料高騰 緊急支援事業補助金」

申請はお済みですか？

申請締切
1月31日
(火)

「補助金」の概要.....

＜目的＞

原油価格・物価高騰の影響を受けた医療機関（病院、診療所、歯科診療所）等の負担軽減を図ることにより、安定的な事業の継続を促進するため。

＜交付対象＞

申請時点で運営に要する経費の支払い実績を有し、事業を継続中であり、医療法の規定に基づき開設の届出を行っている**病院、診療所（歯科診療所含む）**、助産所等。

※ただし、以下の項目に該当する場合は対象外となります。

- ・申請日時時点で休止、廃止されている機関
- ・国又は地方公共団体が開設、運営又は出資する機関等（長崎県病院企業団を除く）
- ・保険診療、保険施術を取扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）機関等
- ・社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする機関等
- ・患者宅等への出張専業である機関等

＜補助金額＞

算出した総額に、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

（1）病院及び病床数5床以上の診療所（歯科含む）

①2022年4月30日以前に開設した機関等

許可病床数（休床中のものを除く）×3万円×補助率（1/2）

新型コロナウイルス感染症患者受入れのための休止病床については、算定の際に許可病床数に含めて支障ありません。

②2022年5月1日以降に開設した機関等

許可病床数（休床中のものを除く）×3万円×補助率（1/2）×（2022年度営業予定月数／12）

（2）病床数4床以下の診療所（歯科含む）

③2021年4月1日以前に開設した施設等

2021年4月～2022年3月分の電気代の実績額×物価上昇率（18.6%）×補助率（1/2）

例）1年間の電気代が100万円とした場合（月平均83,300円）
 $1,000,000 \times 0.186 \div 2 = 93,000$ 円 補助金額 93,000円

④2021年4月2日～2022年3月31日までに開設した施設等

開設した月～2022年3月分の電気代の実績額を12か月分に換算した額×物価上昇率（18.6%）×補助率（1/2）

⑤2022年4月1日以降に運営を開始した施設等

開設した月～申請日の前月分の電気代の実績額を開設した月から申請日の前月までの月数で
除し額 × 開設した月から2023年3月までの月数 × 18.6/118.6 × 補助率（1/2）

*④⑤で開設日が月の途中である場合の開設した月の実績額は、当該月の電気代の日割の実績額を
30日分に換算した額とする。

■ 申請様式のエクセルに月々の電気代を入力すると自動的に計算し、補助金額を表示します。

■ 電気代の実績額は、**該当月に使用した電気代です（支払った電気代ではありません）。**

■ 電気代は、**支払った後の実績額で申請**します。

《申請期間》

2022年12月初旬～2023年**1月31日（火曜日）**まで

*2023年3月末までに交付予定

《提出書類》

以下の長崎県ホームページに、申請様式（第1号から4号）と記載例のエクセルが掲載されていますので、ダウンロードし、申請書に入力したものを出力し、下記の住所に郵送します。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/586193.html>

*「長崎県 医療機関電気料」などで検索すると表示されます

①申請書兼実績報告書（様式第1号）

②補助対象要件確認書（様式第2号）

③所要額計算書（様式第3号）

④誓約書（様式第4号）

⑤領収書等（貼付用紙がエクセルにあります）

施設等が負担した電気代の支払実績の金額が確認できる書類

*2021年4月～2022年3月（2022年4月1日以降に運営を開始した事業所は、2022年4月～2023年1月）
の電気代について、**月ごとの支出証拠書類（決算書の該当部分、帳票類、領収書、レシートの写し等）**のいずれかを添付する。

⑥振込先口座が確認できる通帳の写し（表紙及び表紙裏の見開き）

⑦その他必要な書類（施術所の開設届出済証等）

【申請書提出先】

住所：〒850-8799 長崎県長崎市恵美須町1-1 長崎中央郵便局 私書箱170番

宛先：長崎県物価高騰緊急支援事業事務局あて

*普通郵便でも差し支えなく、県の指定はありませんが、追跡できる「簡易書留」や「レターパック」
などで郵送すると、届いたことが確実に確認できます。

《重要》

補助金に係る証拠書類として、①交付申請書（一式）写し、②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等）を事業所内に**5年間保管**する。

《問い合わせ先》

長崎県物価高騰緊急支援事業事務局コールセンター 電話：**095-827-8860**（平日 9:30～17:00）

パソコンは使えるけど、長崎県のホームページにたどりつけないという場合は、ExcelデータをEメールで送信します。手書きで申請したいが、申請書類をダウンロードできないという場合は、申請書類を印刷して紙の申請書を送付しますので、長崎県保険医協会までご連絡ください。

TEL 095-825-3829

Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp